

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章～第六章 （略）</td> </tr> <tr> <td>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の三）</td> </tr> <tr> <td>第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）</td> </tr> <tr> <td>第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）</td> </tr> <tr> <td>第十章～第十二章 （略）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table> <p>（介護扶助）</p> <p>第十五条の二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第二百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者が作成したものを行う。</p>	目次	第一章～第六章 （略）	第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の三）	第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）	第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）	第十章～第十二章 （略）	附則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章～第六章 （略）</td> </tr> <tr> <td>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の二）</td> </tr> <tr> <td>第八章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）</td> </tr> <tr> <td>第九章～第十一章 （略）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）</p> <p>（介護扶助）</p> <p>第十五条の二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第二百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者が作成したものを行う。</p>	目次	第一章～第六章 （略）	第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の二）	第八章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）	第九章～第十一章 （略）	附則
目次														
第一章～第六章 （略）														
第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の三）														
第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）														
第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）														
第十章～第十二章 （略）														
附則														
目次														
第一章～第六章 （略）														
第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の二）														
第八章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）														
第九章～第十一章 （略）														
附則														

（実施機関）

第十九条 （略）

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれら の施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、そ の者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4 (6) （略）

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三・四 （略）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

（実施機関）

第十九条 （略）

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれら の施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、そ の者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4 (6) （略）

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四条第六項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三・四 （略）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 （新設）

ところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

四	三	二	一	五	六
要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）	その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項	前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するため必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができるない特別の事情があるときは、この限りではない。	前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。	前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。	前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
保険を受けようとする理由 は居所並びに要保護者との関係	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）
四	三	二	一	五	六
8	7	6	5   4   3	2	4   2
保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場	保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。	保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。	第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合には、これを三十日まで延ばすことができる。	第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。	保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
（新設）	（新設）	（新設）			

合は、この限りでない。

9 | 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 | 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 (略)

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 (略)

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(報告、調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受け

5 | 前四項の規定は、第七条に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。

6 | 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 (略)

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第二項の規定は、この場合に準用する。

3 (略)

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第四項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受け

に對して、報告を求め、若しくは當該職員に、當該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は當該要保護者に對して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 | 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは

、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの人であつた者に對して、報告を求めることができる。

3 | 第一項の規定によつて立入調査を行う當該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(略)

4 | 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をするこし、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の當該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることがある。

るべき旨を命ずることができる。

(新設)

2 | 前項の規定によつて立入調査を行う當該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(略)

3 | 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2| 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ又は資料の提供を行うものとする。

### 第三十一条 （略）

2・3 （略）

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（同条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項にきその他の保護の目的を達するため必要があるときは、同項の規定にかかるわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に付することができる。

### 第三十一条 （新設）

（略）

2・3 （略）

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（同条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他の保護の目的を達するため必要があるときは、同項の規定にかかるわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に付することができる。

			5 (略) (医療扶助の方法)
3   2	前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法）（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができます。ると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。	（略）	
3   2	4   第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。	（新設）	2 (略) (医療扶助の方法)
5   2	5   急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。	（略）	第三十四条 (略)
6   2	6   (略)	（介護扶助の方法）	第三十四条の二 (略)
2	2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第十五条の二第二	（介護扶助の方法）	第三十四条の二 (略)
2	2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、	（介護扶助の方法）	第三十四条の二 (略)

項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（同条第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者及びその事業として介護予防支援計画（第五十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者並びにその事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護老人保健施設、その事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を含む。）にこれを委託して行うものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、介護扶助について準用する。

この場合において、同条第四項中「急迫した事情」とあるのは、「急迫した事情その他やむを得ない事情」と読み替えるものとする。

（出産扶助の方法）

第三十五条（略）

2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

（出産扶助の方法）

第三十五条（略）

2 前項但書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条の規定により準用される第四十九条の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第四項及び第五項の規定は、出産扶助について準用する。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対し交付する保護品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護品のうち、介護保険料（介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護品の交付があつたものとみなす。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存が存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対し交付する保護品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第五項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護品又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護品のうち、介護保険料（介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護品の交付があつたものとみなす。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務又は会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存が存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの处分の理由となつた事実に關して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととする

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院、診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）若しくは薬局又は医師若しくは歯科医師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(新設)

ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処

分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者へ当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日

から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指

定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不

正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二

号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4| 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3| 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4| 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（指定医療機関の義務）

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

（指定医療機関の義務）

第五十条 前条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 (略)

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を全くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 (略)

2 指定医療機関が、第五十条の規定に違反したときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

。

九| 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十| 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設についてその都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介

(報告の徴収及び立入検査)

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設についてその都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介

護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 | 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に

応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 | 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表

第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームについて、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなし、同法第四十八条第一項第一号の指定があつたときは、その介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなす。

前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたときは、その効力を失い、前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該介護老人福祉施設について、同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同法第四十八条第一項第一号の指定の効力が失われたときは、その効力を失う。

4 | 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の

指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定

第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を

を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るもの)を除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)」に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは、「介護保険法に定める介護保険給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (助産機関及び施術機関の指定等)

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 (助産機関等への準用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定は、この法律による出産扶助のための助産を担当する助産師並びにこの法律による医療扶助のための施術を担当するあん摩マツサージ指圧師及び柔道整復師について、第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

含む。)について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るもの)を除く。)」と、第五十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)」に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは、「介護保険法に定める介護保険給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師、以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくは

はこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療保護施設への準用)

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二 第五十条の二（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条

第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章 就労自立給付金

(就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は

(新設)

第五十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第四十九条（前条において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）及び第五十四条の二第一項の指定をしたとき。

二 第五十条の二（第五十四条の二第四項及び前条において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第四項及び前条において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び前条において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条の指定を取り消したとき。

(新設)

(新設)

明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2| 前項の規定により就労自立給付金を支給する者(以下「支給機関」という。)は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。  
3| 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

(報告)

第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

## 第九章 被保護者の権利及び義務

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(新設)

## 第八章 被保護者の権利及び義務

(譲渡禁止)

第五十九条 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

## (審査庁)

**第六十四条** 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

## (裁決をすべき期間)

**第六十五条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 (略)

## (再審査請求)

**第六十六条** 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 (略)

## (審査請求と訴訟との関係)

**第六十九条** この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関

## (審査庁)

**第六十四条** 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

## (裁決をすべき期間)

**第六十五条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 (略)

## (再審査請求)

**第六十六条** 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 (略)

## (審査請求と訴訟との関係)

**第六十九条** この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の

がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

## 第十一章 費用

### (市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・四 (略)  
五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用  
六・七 (略)

### (都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・四 (略)  
五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用  
六・七 (略)

### (都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 (略)

- 二 宿所提供的施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこの居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）

取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

## 第十章 費用

### (市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・四 (略)  
(新設)

### (都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・四 (略)  
(新設)

### (都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 (略)

- 二 宿所提供的施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこの居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）

につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護費及び委託事務費の四分の一

施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が

支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれららの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費の四分の一

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三

2 (略)

（損害賠償請求権）

第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第七十六条の三 就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）

第七十七条 (略)

2 (略)

（費用の徴収）

2 第七十七条 (略)

（新設）

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令の定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三を負担しなければならない。

2 (略)

（新設）

（新設）

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還すべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

## 第十二章 雜則

### （厚生労働大臣への通知）

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十二条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

### （保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施

### （新設）

## 第十一章 雜則

### （保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施

設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第十一一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

### (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(新設)

設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

## (事務の区分)

**第八十四条の五** 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、**地方自治法第二条第九項第一号**に規定する第一号法定受託事務とする。

## (事務の区分)

第八十四条の四 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十四条の六

(略)

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十四条の五 (略)

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

(新設)

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の五若しくは第七十四条

、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をし、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

別表第一（第二十九条関係）

(新設)

一 総務大臣又は  
都道府県知事

恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

三 市町村長	
次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報	一 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報



五	税務署長	六	都道府県知事	七	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
五	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報	一	二	三	四

五	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報
五	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報
五	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
五	一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
五	二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報
五	三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百二十九号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報
五	四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
五	五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭

和六十年法律第三十四号）附則第九十七条  
第一項の福祉手当の支給に関する情報

七 都道府県知事 又は市町村長	八 厚生労働大臣	八 厚生労働大臣 若しくは日本年 金機構又は日本 私立学校振興・ 共済事業団、国 家公務員共済組 合連合会、地方 公務員共済組合 若しくは全国市 町村職員共済組 合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
六 特定障害者に対する特別障害給付金の支 給に関する法律（平成十六年法律第二百六十 九号）	三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法 律第二百二十八号）による年金である保険給付の支 給に関する情報	二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百 五十五号）による年金である保険給付の支 給に関する情報	一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法 律第二百四十五号）による年金である給付 の支給に関する情報	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの
五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年 法律第二百五十二号）による年金である給付 の支給に関する情報	四 国民年金法による年金である給付の支 給に関する情報	四 国民年金法による年金である給付の支 給に関する情報	五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年 法律第二百五十二号）による年金である給付 の支給に関する情報	和六十年法律第三十四号）附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に関する情報

九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業	九 日本私立学校 振興・共済事業
十 市町村長又は 高齢者の医療の 確保に関する法 律（昭和五十七 年法律第八十号） 第四十八条に 規定する後期 高齢者医療広域連 合	十 市町村長又は 高齢者の医療の 確保に関する法 律（昭和五十七 年法律第八十号） 第四十八条に 規定する後期 高齢者医療広域連 合	一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百 九十二号）による傷病手当金の支給又は健 康教育、健康相談、健康診査その他の被保 険者の健康の保持増進のために必要な事業 の実施に関する情報	二 高齢者の医療の確保に関する法律による 特定健康診査若しくは特定保健指導の実施 、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相 談、健康診査その他の被保険者の健康の保 持増進のために必要な事業の実施に関する 情報	三 地方公務員等共済組合法による短期給付 の支給に関する情報	一 私立学校教職員共済法による短期給付の 支給に関する情報	二 国家公務員共済組合法による短期給付の 支給に関する情報	三 地方公務員等共済組合法による短期給付 の支給に関する情報	一 私立学校教職員共済法による短期給付の 支給に関する情報	二 国家公務員共済組合法による短期給付の 支給に関する情報
十一 臣又は都道府県 知事	十一 厚生労働大臣 又は都道府県 知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの
一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 による特別児童扶養手当の支給に関する情 報	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 による特別児童扶養手当の支給に関する情 報	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定め るもの

六号)による特別障害給付金の支給に関する情報


二 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報

十二 都道府県知事

十三 都道府県知事又は広島市長  
若しくは長崎市長

十四 総務大臣

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第二百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

一 国會議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国會議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報  
二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されるととされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報

(新設)



項本文の指定	スの事業の廃止があつたとき、
同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。) °
介護保険法第七十八条の十二において読み替えられて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設	又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

介護保険法第七 十八条の十三第	十八条の十二に おいて読み替え て準用する同法 第七十二条第一 項の規定により 同法第四十二条 の二第一項本文 の指定があつた ものとみなされ た地域密着型サ ービスに係る同 項本文の指定(一 回の十五第二項に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)	護老人福祉施設 に係る指定及び 同法第七十八条 の十五第二項に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)	の十五第二項に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)	十八条の十二に おいて読み替え て準用する同法 第七十二条第一 項の規定により 同法第八条第二 項本文の指定(一 回の十五第二項に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)	十八条の十二に おいて読み替え て準用する同法 第七十二条第一 項の規定により 同法第八条第二 項本文の指定(一 回の十五第二項に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)	介護保険法第七 十八条の五第二項の規 定による指定地域密着型サービ スの事業の廃止があつたとき、 同法第七十八条の十若しくは同 法第七十八条の十二において読み 替えて準用する同法第七十二 条第二項の規定による同法第四 十二条の二第一項本文の指定の 取消しがあつたとき、又は同法 第七十八条の十二において読み 替えて準用する同法第七十条の 二第一項若しくは第七十二条第 二項の規定により同法第四十二 条の二第一項本文の指定の効力 が失われたとき。	同法第七十八条の五第二項の規 定による指定地域密着型サービ スの事業の廃止があつたとき、 同法第七十八条の十若しくは同 法第七十八条の十二において読み 替えて準用する同法第七十二 条第二項の規定による同法第四 十二条の二第一項本文の指定の 取消しがあつたとき、又は同法 第七十八条の十二において読み 替えて準用する同法第七十条の 二第一項若しくは第七十二条第 二項の規定により同法第四十二 条の二第一項本文の指定の効力 が失われたとき。
より読み替えて適用する同法第 十七条の規定に 規定する指定期 間開始時有効指 定を除く。)							



設 介護老人保健施	設 介護老人福祉施	地域密着型介護 老人福祉施設	介護保険法第四 十二条の二第一項本文の指定	法第四十六条第一項の指定の取 消しがあつたとき、又は同法第 七十九条の二第一項の規定によ り同法第四十六条第一項の指定 の効力が失われたとき。
十四 条第一項の 介護保険法第九	介護保険法第四 十八条第一項第 一号の指定	同法第九十一条の規定による同 法第四十八条第一項第一号の指 定の辞退があつたとき、同法第 九十二条第一項若しくは第百十 五条の三十五第六項の規定によ る同号の指定の取消しがあつた とき、又は同法第八十六条の二 第一項の規定により同号の指定 の効力が失われたとき。	同法第七十八条の八の規定によ る同法第四十二条の二第一項本 文の指定の辞退があつたとき、 同法第七十八条の十の規定によ る同法第四十二条の二第一項本 文の指定の取消しがあつたとき 、又は同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法 第七十条の二第一項の規定によ り同法第四十二条の二第一項本 文の指定の効力が失われたとき °	同法第七十八条の八の規定によ る同法第四十二条の二第一項本 文の指定の辞退があつたとき、 同法第七十八条の十の規定によ る同法第四十二条の二第一項本 文の指定の取消しがあつたとき 、又は同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法 第七十条の二第一項の規定によ り同法第四十二条の二第一項本 文の指定の効力が失われたとき °
同法第九十九条第二項の規定に よる介護老人保健施設の廃止が				





都道府県、市及び 福祉事務所を設置 する町村	別表第三（第八十四条の五関係）	その事業として 介護予防支援計 画を作成する者	十八条第一項の 指定	同法第百十五条の二十五第二項 の規定による指定介護予防支援 の事業の廃止があつたとき、同 法第百十五条の二十九の規定に による同法第五十八条第一項の指 定の取消しがあつたとき、又は 同法第百十五条の三十一におい て準用する同法第七十条の二第 一項の規定により同法第五十八 条第一項の指定の効力が失われ たとき。
		介護保険法第五 の規定による指定介護予防支援 の事業の廃止があつたとき、同 法第百十五条の二十九の規定に による同法第五十八条第一項の指 定の取消しがあつたとき、又は 同法第百十五条の三十一におい て準用する同法第七十条の二第 一項の規定により同法第五十八 条第一項の指定の効力が失われ たとき。	十八条第一項の 指定	同法第七十条の二第一項の規定 により同法第五十四条の二第一 項本文の指定の効力が失われた とき。

都道府県、市及び 福祉事務所を設置 する町村	別表（第八十四条の四関係）
都道府県、市及び 福祉事務所を設置 する町村	第十九条第一項から第五項まで、第二十四条 第一項及び第三項（これらの規定を同条第九 項において準用する場合を含む。）並びに第 八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十 六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項 、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条 から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第 四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第 四十七条第一項、第四十八条第四項、第五 三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五 十

都道府県	五十三条第四項（第五十四条の二第二項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条
	第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項（第四十九条の三第一項、第五十条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項（これらの一項、第五十条の三第一項、第五十条第二項、第五十三条の二及び第五十一条第二項（これら十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福

都道府県	
第二十三条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十条の二、第五十一条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項（第十五条の二第四項及び第五十五条においてこれららの規定を準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の二、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで	第十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条

市町村	祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで

市町村	第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第二十九条第六項及び第七項、第二十四条第六項並びに第二十五条第三項